

「全国自治体病院開設者協議会」 定時総会が開催される

協議会副会長の末岡市長が決議提案

5月11日、東京都で平成17年度「全国自治体病院開設者協議会」の定時総会が開催されました。全国の自治体病院の開設者である知事や市長・町長などの関係者が出席する中、協議会副会長の末岡市長が、自治体病院の果たしている役割と病院経営の厳しい現状を改善していくため、次のような決議を提案しました。

地域医療に従事する医師の必要人数の確保や地域偏在、診療各科偏在の改善、地域医療の実情を踏まえた医師配置基準の見直しなど、医師確保対策のための抜本的な施策を講じること。

地域医療を担う自治体病院の再編やネットワークの形成について地域住民のニーズに的確に対応した持続可能で、良質な医療サービスを効率的に提供できるように、必要な財政支援措置を講じること。

小児医療などをはじめとする不採算医療の実態に即した抜本的な診療報酬の見直しを図ること。



決議を提案する末岡市長

また、総会終了後、末岡市長は陳情団の代表者として財務大臣および財務省に対して自治体病院の財政支援について強く要望しました。

市民相談係からのお知らせ

市民相談係では、市に対する要望や苦情、日常生活で生じるさまざまな問題などについて、相談に応じています。相談時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までです。電話や電子メールによる相談も受け付けています。

また、ホームページにさまざまな情報を公開していますので、ご利用ください。その他、弁護士による法律相談を予約制で年間4回（4月、8月、10月、2月）、行政相談を毎月2回（第4水・木曜日）開催しています。いずれの相談も無料です。で、お気軽にご相談ください。

消費生活事例紹介

悪質な手口の架空請求が横行しています

電話、ハガキ、封書、またはメールなどによる身に覚えのない架空請求が相変わらず横行しています。

最近では、「携帯電話やパソコンの有料サイト未納料金」や「電子消費料金未納分訴訟最終通告書」などの名目で困惑させ、法務省などの公的機関名や弁護士名、法律事務所名を騙ったり、「裁判取り下げ最終期日」と記載し、訴訟をほのめかして

至急連絡を求めるような悪質な内容となっております。

これらは、何らかにより流出した個人情報をもとに、何の根拠もなく無差別に送られてくるものです。根拠のない請求は無視して絶対に連絡しないようにしてください。問い合わせをする、電話番号等の新たな個人情報を知らせることになるので、毅然とした対応が必要です。

このようなハガキや封書、メールが届いて、請求に不明な点があったり、不安になったりした場合は、一人で判断して慌ててお金を振り込むことのないよう、すぐに市民相談係へご相談ください。



相談・問合せ 環境保全課市民相談係0833(72)1400 ホームページURL (<http://www.city.hikari.lg.jp/siyakusyo/hozen/soudan.html>) Eメール (<http://www.city.hikari.lg.jp/siyakusyo/hozen/maisoudan.html>)

市職員採用試験のお知らせ

市職員

上級・行政 2人程度

昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に規定する大学を卒業または平成18年3月卒業見込みの人

上級・土木 1人程度

昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に規定する大学の工学部土木工学科（これに準ずる学部学科を含む）を卒業または平成18年3月卒業見込みの人



試験日 7月24日

会場 市役所3階大会議室

受付期限 6月30日

受け付け・問合せ 〒743385

01 光市中央6丁目1番1号 光

市役所総務部総務課人事係0833

(72)1400（受験申込書などの

郵送を希望する人は、返信用切手1

20円分を同封してください。）

水道局職員

上級・電気 1人

昭和54年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に規定する大学の工学部電気工学科（これに準ずる学部学科を含む）を卒業、または平成18年3月卒業の見込みで三交替勤務が可能な人

試験日 平成17年7月24日

会場 水道局

受付期限 平成17年6月30日

受け付け・問合せ 〒743300

63 光市島田1丁目17番1号 光

水道局業務課0833(71)07

00（受験申込書などの郵送を希望

する人は、返信用切手120円分を

同封してください。）

6月は環境月間です

私たちは、「大量生産、大量消費、大量廃棄」によって、便利で快適な生活を実現してきました。しかし、これと引きかえに地球温暖化などの環境問題は深刻化しています。

環境問題はとても身近な問題で、私たちの生活に密接に結びついています。限りある資源を有効に活用し、地球の環境をこれ以上悪化させないためにも、『最適生産、最適消費、最少廃棄』を目指した循環型社会の構築に向け、生活スタイルを変える必要があります。

車のアイドリングやゴミのポイ捨てなどは、私たちがよく見かける光景です。私たちは、日常生活で資源やエネルギーを使ったり、ごみを出したりしていますが、このこと自体が環境に影響を与えています。

6月は環境月間です。この機会に環境について考え、まず毎日の生活でできることから始めましょう。これが環境問題に取り組む第一歩です。

毎日の生活でできること

エネルギー資源として、原油の9割以上を中東地域から輸入している我が国では、一人ひとりの工夫でできる省エネルギーが、とても大切です。まずは家計の節約を行う気持ち



で取り組み、地球の省エネへの第一歩としてみませんか。

アイドリングを毎日10分短縮：月

あたり4.2 のガソリン節約（517

円）

タイヤの空気圧を適正に保つ：月

あたり1.25 のガソリン節約（1

54円）

使わない電化製品のプラグをコンセントから抜く：月あたり3.7 の原

油節約（342円）

買い替え時に省エネタイプの電化

製品を購入：月あたり4 の原油節

約（370円）

1日1分、シャワー時間を短縮

：月あたり0.9 の原油節約（83円）

煮物を1日1回作るとして、落し

蓋をする：月あたり1.5 の原油節約

（139円）

問合せ 環境保全課環境保全係0

833(72)1400内線280